令和4年1月26日

― パブリックコメント ―
「子どもの権利に関する条例」（素案）に対するご意見と町の考え方

1 意見聴取の概要

条例名	「子どもの権利に関する条例」（素案）
内 容	「子どもの権利に関する条例」（素案）に対するご意見をお聞きします。 本条例は、子どもたちがすくすくと自分らしく成長できるように、子どもの権利や、地域社会や行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を、定めるものです。
期 間	令和3年12月27日（月）から令和4年1月11日（火）

2 聴取結果

意見者数　2人
意見数　5件　（条例に関する意見）　4件
（条例以外に関する意見）　1件

①条例（素案）に関するご意見、ご提案

No.	条文	ご意見の概要	意見数	町の考え方
1	名称	「子どもの権利に関する条例」ではなく、「子ども基本条例」とすることを望みます。理由は以下の2点です。 理由1. 国は、子どもの権利に関する理念などを盛り込んだ「子ども基本法」案を、議員立法で制定する方針のようです。政府の有識者会議も「子ども基本法」の制定を求める報告書を公表しています。そういった国の動向を踏まえ、国の「子ども基本法」に先んじて、「子ども基本条例」にした方が、インパクトがあるのではないかと思います。 理由2. 条例の主体は子どもです。子どもを取り巻く様々な立場の人の役割や責務を定めるだけではなく、主体である子どもの権利を基本とする条例だと意識付ける名称にした方が、子どもにとっても自分たちの条例が熊取町にはあるんだと誇りに思うのではないかと考えます。	1	本条例については、その主体が子どもで、「児童の権利に関する条約」において規定される子どもの権利、及びこれが守られるための子どものまわりの方々の役割を定めるものであり、子どもの権利が中心となるものであるため、原案のままとさせていただきます。
2	第5条（町民をはじめとする様々な立場の者の役割）	地域の大人として「保護者が、保護者としての子どもへの関りと社会の一員としての役割を両立できるよう協力します。」ですが、 解説書には社会の一員としての役割として「ボランティア」「趣味のサークル活動」などが含まれています。「親」が子どもをほったらかしにしてボランティア活動や趣味のサークル活動をするために、地域の大人が協力しなければならないのは、おかしくないですか。 周りの知人がその「親」であったら、そんなことより子どもや家庭をもっと大事にするべきだと思います。親を甘やかす条例なら制定に反対です。 また、『社会の一員としての役割』の「仕事」ですが、法律や勤め先の決まりなら、守らなければ仕方無いですが、私ならばそれ以上の協力をしたくありません。	1	条例素案第5条第1項第2号の「保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を両立することができるよう協力します」の解釈については、子育てと社会の一員としての役割を両立しようとしている方に対して、必要に応じて、まわりの方々の配慮が必要である旨の規定をしているものです。 次に、社会の一員としての役割としての「仕事」についてですが、保護者の「仕事」と子育ての両立のための法令や制度に基づく支援は重要である一方で、第6条の保護者の責務にも規定していますが、保護者が子育てへの支援を必要とする場合は、一人で抱え込まず協力を求めることができるという認識を持つことも規定しています。支援の必要な方に対して、周りの方々ができる範囲で支えていくことが大切だと考えます。 従いまして、原案のままとさせていただきます。
3	6条（保護者の責務）	（3）子どもに基本的な生活習慣が身につくように行動します。とありますが、 「生活習慣」だけではなく、「生活習慣や社会の規範、善悪の判断が身につくように行動します。」と保護者の責務に社会的な責務も追加すべきかとおもいます。	1	この規定につきましては、保護者が、子どもを養育する立場として、どのように行動するかを定めていますが、ご指摘のとおり、保護者が、子どもに基本的な生活習慣に加えて、社会の規範が身につくように、行動することも必要と考えられます。なお、「善悪の判断」については、「社会の規範」と同義と考えられますので、「社会の規範」を追記し、「子どもに基本的な生活習慣や社会の規範が身につくように行動します。」と修正します。
4	第12条（子ども権利の日）	11月20日を「子ども権利の日」とすることは賛成です。そのあとに、次の第2項を追加してはどうでしょうか？ 「2. 町は、「熊取町子ども権利の日」には、子どもの権利について考え、理解を深めるための行事を計画し実施します。」	1	この条例につきましては、子どもの権利を保障するための理念を定める条例と考えております。ご提案いただいております内容につきましては、町といたしましては、第11条に規定しているとおり、この条例の実効性・実行性を深めるために、この日を見据えて、必要な広報や啓発事業を行いたいと考えているところですので、原案のままとさせていただきます。

②条例（素案）以外に関するご意見、ご提案

1	その他	令和2年10月の「熊取町スマートシティ構想Ver.1.0」で「就職氷河期世代が安定した雇用を得ることができないまま高齢化し困窮化が進むこと」などが予測されると書かれています。子育て世代だけでなく、そういった世代や子どものいない人間も「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の社会の一員としてバランスを取ってほしいです。	1	ご意見として承ります。 ご指摘の考え方については、条例前文にも表現しており、今年度の町政運営の基本的な考え方においても、「誰ひとり取り残さない世界」をスローガンに国連が定める開発目標である「SDGs」の実現を通じたまちづくりを進めることとしております。